

高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会運営要領(案)

- 1 座長は、高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会（以下「検討会」という。）を召集し、又は司会する。
- 2 検討会は、公開とする。
- 3 座長は、検討会の議事録を作成し、委員の了承を得て、公表する。
- 4 その他検討会の運営に関し必要な事項については、座長が定める。